

特別徴収について

《事業主は特別徴収しなければなりません（地方税法第 321 条の 4）》

◎特別徴収の納入方法

給与所得者（サラリーマン）の方を対象とした給与からの住民税（市民税）の引き落としでの納税方法を「特別徴収」といいます。

市から「特別徴収税額通知書」により給与の支払者（以下、「特別徴収義務者」という。）を通じて税額 12 ヶ月分が給与所得者本人に通知されます。

特別徴収義務者は通知されたこの税額を 6 月から翌年 5 月まで、毎月の給与から差し引いて市に納入します。納期限は給与を支払った月の翌月 10 日です（金融機関が休日祝日の場合はその翌日になります。）。

※ 年金所得の住民税につきましては、給与所得と併せて特別徴収することが出来なくなりました。年金から引き落とし（その年の 4 月 1 日現在で 65 歳以上の方）あるいは、納付書・口座振替による普通徴収（65 歳未満の方）で納付していただきます。

◎ 納入書の使用法

給与所得者の退職・転勤・税額の変更等により特別徴収税額が変更になった場合は、「特別徴収税額変更通知書」により通知します。その際、税額を変更した納付書もお送りしますので、新しい納付書を使用してください。

◎ 独自の納入書を使用する場合

金融機関へ納入を委託している場合や事業所独自で納入書を作成している場合は、口座番号が笛吹市作成の納入書と異なりますので、次の口座番号を使用してください。

- ・指定金融機関 ㈱山梨中央銀行
- ・口座番号 石和支店 普通 No.526
- ・加入者名 笛吹市会計管理者
- ・市町村コード 192112

◎ 異動届の提出と取扱い

（1）退職・休職等

特別徴収により住民税を徴収することとされている給与所得者が、退職、休職等により異動した場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」という。）を提出していただきます。

異動届出書の提出が遅れますと、特別徴収義務者の税金が未納の扱いになってしまったり、納税者が退職後の未徴収税額を普通徴収の方法によって納めるための事務手続きが遅くなるなどの支障がありますので、異動事由が生じた後、速やかにご提出くださるようお願いいたします。

（2）転勤・再就職等

転勤、再就職等で勤務先が変更になっても、引き続いて特別徴収を希望する場合は、旧特別徴収義務者が異動届出書を作成し、新特別徴収義務者を經由して提出してください。

(3) 納入方法

退職等により給与の支払を受けなくなる人で、未徴収の税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合には、次の取扱い方法によって手続きをお願いします。

| 退職等の時期 | 一括徴収の取扱 |
|----------------|-------------------------|
| 6月1日から12月31日まで | 本人の希望を確認のうえ、一括徴収してください。 |
| 1月1日から4月30日まで | すべて一括徴収にしてください。 |

(4) 特別徴収への切替手続きの取扱い

普通徴収の納税者を就職等により特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収希望届出書」に所要事項を記入して提出してください。

その際、普通徴収の納期限が到来している期の税額は、特別徴収に切り替えることができませんのでご注意ください。

ただし、年金収入がある方は、上記のような方法が取れない場合がありますので、お手数ですが届出される前にご連絡下さい。

◎ 退職所得に対する市県民税の特別徴収

退職所得に対する市県民税は、他の所得と区分して退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村に支払われる月に特別徴収していただきます。

税額の求め方につきましては、総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) を参照してください。

退職金が支給された日の翌月10日までに納入をお願いします。

納入の際には、納入書の納入金額の「退職所得分」及び裏面の納入申告書の記載も忘れずをお願いします。

また、退職者が多数いる場合、ゆうちょ銀行あるいは独自の納入書で納めていただいている事業所は、個人明細を作成いただき必ず送付してください。